

京都市告示第 34 号

昭和63年9月1日付け京都市告示第139号（河川法による河川工事の施行）の一部を河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		
事業名	河川名	上 流 端	下 流 端	延 長
岩倉川	岩倉川	京都市左京区岩倉中在地町93番地地先の長田橋	京都市左京区岩倉忠在地町304番地の2地先の叡山電鉄岩倉川橋梁	1,170m
	長代川	京都市左京区静市市原町838番地の1地先の頼光橋の上流30m	京都市左京区岩倉木野町94番地地先のあんた橋の下流110m	980m

第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成30年3月31日まで

参考

昭和63年9月1日付け京都市告示第139号（平成10年6月25日付け京都市告示第159号により一部変更）

1 河川の名称及び区間

名 称	区 間		
	上 流 端	下 流 端	延 長
岩倉川	京都市左京区岩倉中在地町93番地地先の長田橋	京都市左京区岩倉忠在地町304番地の2地先の叡山電鉄岩倉川橋梁	1,170m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

昭和63年9月1日から平成20年3月31日

(建設局水と緑環境部河川整備課)